

児童虐待の未然防止と虐待を疑われる児童の早期発見に向けた情報共有等 に関する協定の締結について

1. 協定締結先

警視庁調布警察署

2. 協定（申し合わせ事項）の概要

（1）調布警察署→狛江市への照会

- ・調布警察署は、児童虐待が疑われる情報を認知したときは、児童相談所への通告の可否を判断するため、狛江市に当該事案の情報を照会し、市は、この照会が協定の趣旨に合致していると認められるときは、保有する情報を提供する。

（2）狛江市→調布警察署への照会、相談及び協力要請

- ・狛江市は、児童虐待が疑われる情報を認知し、又は居所不明児童等の対処困難なケースが発生し、その解決に必要と認められるときは、当該事案に係る情報を調布警察署に照会し、又は相談のうえ協力を求めることができる。
- ・警察署は、この照会、相談及び協力要請が本協定の趣旨に合致していると認められるときは、保有する情報を提供し又はその相談に応じ、協力する。
- ・狛江市は、年末年始その他長期休業等の理由により、一定期間必要な活動をできないときは、調布警察署に見守り活動等の協力を要請することができる。

（3）その他

- ・調布警察署は、市が設置する要保護児童地域対策協議会の個別ケース会議や定例ケース会議に招集されたときは、これに参加するよう努める。
- ・この申し合わせ事項は、狛江市又は調布警察署の要請により、適宜、見直す。

3. 協定の締結日（施行日）

平成31年2月4日（月）

4. その他

- ・同日、調布警察署管内の調布市も同様の趣旨の協定を締結しました。